

事 務 連 絡
令 和 2 年 8 月 1 7 日

各研究機関
契約担当者 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構
契約部研究契約室

当機構の委託研究費等におけるGoToトラベル事業利用の自粛について(連絡)

平素より当機構の各種事業に対して格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、表題に関する機構方針を決定いたしましたのでお知らせします。詳細は、別紙1(当機構の委託研究費等におけるGoToトラベル事業利用の自粛について)をご確認ください。ご不明点がございましたら、下記の問い合わせ先までご照会いただきますようお願いいたします。

何卒、よろしくお願いいたします。

記

1、 問い合わせ

keiyaku@jst.go.jp 契約部研究契約室

(ご連絡いただく際には、研究タイプ、研究担当者氏名、契約番号(契約書の契約項目欄に記載)をお知らせくださいますようお願いいたします。)

2、 添付資料

別紙1:(当機構の委託研究費等におけるGoToトラベル事業利用の自粛について)

以上

別紙1

事 務 連 絡

令和2年8月13日

各研究機関担当者 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構

当機構の委託研究費等におけるG o T oトラベル事業利用の自粛について（連絡）

平素より当機構の各種事業に対して格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、G o T oキャンペーン事業のうち令和2年7月22日から開始している「G o T oトラベル事業」について、文部科学省から当機構に宛てられた通知（別紙ご参照）にあるとおり、その趣旨に則り適切に対応することが求められています。

当機構の委託研究費等は国民から徴収された税金等を財源としていることから、当機構の委託研究費等を利用した出張等に「G o T oトラベル事業」を利用することはお控えくださいようお願い申し上げます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

以上

公費出張における「G o T o トラベル事業」の利用の自粛について（通知）（概要）

- 公費出張は、国民から徴収された税金等を元に、必要な公務を遂行するために行う旅行であり、仮に公費出張で本事業を利用することとした場合には、一般の旅行者に給付されるべき割引原資を減少させることになること等から、公費出張での本事業の利用は想定していません。
- 従って、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等により旅費等の支給を受ける旅行においては、本事業の利用を控えるよう、貴職管下の関係職員に周知願います（本事業を利用すれば、その者の氏名、購入した旅行商品、宿泊した施設等は記録されます。）。
- また、貴職所管の独立行政法人等におかれても、上述の趣旨に則り適切に対応するよう周知願います。